

鳥取県告示第 114 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
木村皮膚科クリニック	米子市東福原三丁目 8-58	平成 19 年 1 月 19 日
境港調剤薬局	境港市東本町 30-3	平成 19 年 2 月 1 日